



2021年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄人化計画  
代表者名 代表取締役社長 根来 拓也  
(証券コード2404 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 浦野 敏男  
(TEL 03-3793-5111)

## 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様）、従業員及び当社子会社の従業員に対して、特に有利な条件をもって、新株予約権を発行すること並びに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案（以下「本件議案」という。）を2021年11月26日開催予定の当社第23回定時株主総会（以下「本件定時総会」という。）に付議することを決議いたしました。

なお、本件議案に基づく取締役に対する新株予約権付与は、取締役に対する金銭ではない報酬等に該当し、また、その額も確定していないため、本件議案は、報酬として付与する新株予約権の額の算定方法も併せて本件定時総会で承認を求める議案を含んでおります。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループ全体として、企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めること及び経営参画・帰属意識の向上による優秀な人材の定着率向上を図るとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役、従業員及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、取締役に対し新株予約権を付与することにつきましては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

#### 2. 新株予約権の発行要領

2021年11月26日開催予定の当社第23回定時株主総会において本件議案が承認された場合、次に定める範囲で当社取締役会に対して新株予約権の募集事項の決定が委任されることとなります。

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

当社従業員

当社子会社従業員

(2) 新株予約権の総数

350 個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は35,000株を上限とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項決定日から 3 ヶ月を経過した日より 10 年を経過するまでの範囲とする。ただし、行使期間の最終日が当社の営業日以外の日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

(ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得の事由

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき。）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件を成就できなくなったときは、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- (i)新株予約権の一部行使は認めない。
- (ii)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位(長期にわたり休職しているときを除く。)にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合若しくは従業員が定年により退職した場合において取締役会決議により当社若しくは当社の関係会社の競業会社の役員、従業員、嘱託、顧問、アドバイザー若しくはコンサルタントに従事していないと認められたとき、又は、取締役会決議をもって特に認めたときはこの限りではない。
- (iii)新株予約権者の相続人による行使はこれを認めない。
- (iv)その他の行使条件は、取締役会決議により決定する。

3. 取締役の報酬等に関する事項

本議案は、取締役に対して、2017年11月28日開催の第19回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする旨のご承認をいただいておりますが、これとは別枠にて、取締役に付与する新株予約権に関する報酬等につき、20個を上限に上記第2項の内容による新株予約権を取締役に対して付与するものであります。なお、本件定時総会において付議予定の取締役選任議案を付議予定の原案どおりご承認いただいた場合の取締役の員数は2名であります。また、取締役における新株予約権の付与数につきましては、当該取締役の役割、当社業績への貢献度、業務成績、能力、取締役としての就任年数及び功労割合等の要素を総合的に考慮したうえ、当社取締役会において決定いたしたいと存じます。

取締役の報酬等として付与する上記第2項の内容による新株予約権の額は、本件議案に基づき当社取締役会で定める割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価値額に、取締役に割り当てる当該新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。上記新株予約権1個当たりの公正価値額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものといたします。

(注) 上記の内容については、本件定時総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上